

## 関税の免除を受ける航空機部分品等の納期限延長について

財 関 第 4 3 5 号  
平成 31 年 3 月 29 日  
改正 財 関 第 5 1 5 号  
平成 31 年 4 月 18 日

関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 4 条の規定により関税の免除を受けて輸入される航空機部分品等（以下「免税部分品等」という。）に課される消費税等について、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 6 条に規定する貨物を輸入する者（以下「輸入者」という。）に該当する者が納期限の延長を受けられることができるよう、平成 31 年 4 月 1 日より下記のとおり取り扱うこととしたので、関係職員及び関係者に周知ありたい。

### 記

#### 1. 納期限の延長申請

免税部分品等の輸入に関し、輸入申告を行う者（当該免税部分品等の使用者）とは別に輸入者に該当する者が存在する場合において、この輸入者に該当する者が関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）9 の 2 - 1 に定める納期限延長申請書を提出し、納付すべき税額の全部又は一部に相当する額の担保を提供したときは、当該提供された担保の額の範囲内において、納期限の延長を認めて差し支えない。

#### 2. 担保提供書

上記 1 の担保の提供は、「担保提供書」（C-1090）を次のように修正して行うものとし、その他の取扱いは関税法基本通達 9 の 6 - 6 によるものとする。

- (1) 個別担保の提供の場合 「私（当社）が令和 年 月 日に申告した」を「令和 年 月 日付の」に改める。
- (2) 据置担保の提供の場合 「私（当社）が」を削る。

以上